

わくわく地方生活実現政策パッケージについて

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の概要

東京一極集中を是正するとともに、地方の担い手不足を解消するために、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」が平成30年6月に閣議決定され、国は各種取組を推進することとなった。主な事業は以下のとおり。

(1) 移住支援事業 ☆市町村に関わる事業

東京23区在住者又は23区への通勤者が、東京圏以外の都道府県に移住し、かつその都道府県がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業した場合に最大100万円の移住支援金（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を支給する。

(2) マッチング支援事業

移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、都道府県でマッチングサイトの開設等を行う。宮城県は、「みやぎ移住ガイド」を利用する予定。

(3) 地域課題解決型起業支援事業

地域の課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業の起業を行う者に対し最大200万円（国1/2、都道府県1/2）の起業支援金を支給する。

(4) 女性・高齢者等新規就業支援事業

現在職に就いていない女性・高齢者等の対象者を掘り起こし、新規事業につなげることを目指すもの。対象者の発見、就労意欲の喚起、受入先企業による職場環境の改善、マッチング等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施する。個人への支援金支給ではなく、各都道府県が実施する支援事業を国が地方創生推進交付金により支援する。

2. 移住支援事業について

(1) 支援対象者

- ① 東京23区在住者又は23区への通勤者（いずれも5年以上）
- ② 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の都道府県に移住して1年以内の者
- ③ 移住地でマッチング支援対象と認定された中小企業等に就業（3ヶ月以上）又は起業した者
※マッチング支援対象企業…都道府県が、地域経済への波及効果等の観点から地域にとって重要な位置付けにあるものとして選定した中小企業等

(2) 支援内容

移住に要する費用を支給

- ① 中小企業等に就業した場合…最大100万円（国50万円、都道府県25万円、市町村25万円）
- ② 起業した場合…最大300万円（上記に加え、国100万円、都道府県100万円）
※ 5年以内に転出、1年以内に退職した際は支援金返還となる。
※ なお、地方負担分については、地方創生推進交付金と同様に、普通交付税及び特別交付税の財政支援措置がされる予定。

3. 宮城県の方針

(1) 対象分野

宮城県では主に下記の5分野を対象とする。

- ・地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定している分野
①製造業 ②農林水産業 ③宿泊業 ④情報通信業
- ・RESASや雇用統計等の定量指標で人材不足が顕著である分野
⑤医療・福祉
- ・地域の担い手として市町村が必要と認める分野

(2) マッチング支援対象企業の選定

- ① 県の各部局から業界団体等を通じて、県内各企業に制度内容や対象企業の要件等を周知。

【31年3月頃】

- ② 各市町村が域内企業に制度内容や対象企業の要件等を周知。【31年3月頃】
- ③ 対象となることを希望する企業が所在地の市町村に申込み。【31年4月頃】
- ④ 申込みを受けた市町村が、対象要件への該当を確認するとともに、地域金融機関や経済団体等と連携しながら、域内企業の人材不足の状況や地域経済への波及効果等を勘案し、対象候補企業を県に推薦。【31年5月頃】
- ⑤ 県（みやぎI J Uターン就職支援オフィス）が推薦企業を訪問し、要件該当が確認できた企業を県（雇用対策課）が対象企業として選定。【31年5月～10月頃】

※ 推薦企業の上限数は設けず、随時追加の推薦も受け付ける予定だが、予算上の制約のため、初年度は800社程度を想定。

(3) 目標人数

国の「全国6年間で6万人」という目標を踏まえ、県の目標は年間200人を想定。仙台都市圏域では年間50人となり、機械的試算した場合亘理町は年間4人となる。（平成31年度については年間1人）

(4) 支給金額

宮城県内では世帯100万円、単身60万円を基本とする方針。

(5) 支援金対象者

単に支援金の多寡によって移住を決定する者ではなく、地域に愛着を持ち、地域や地域住民に必要とされる者を対象としたいため、「みやぎ移住サポートセンター」への登録者に限定する予定。「みやぎ移住サポートセンター」で優良移住者を見極めふるいにかけることで、短期間での転居・転職を防ぎ、ひいては支援金の返還等を抑制できる。

(6) 返還

下記に該当する事案が生じた場合、移住支援金の返還を請求する。

- ① 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合
- ② 移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
（～3年未満：全額、3～5年：半額）

※宮城県内の移動で、移住支援金を支給した市町村が認めた場合には返還を求めない。

- ③ 虚偽の申請等をした場合